

## 補助制度・税制優遇

- 対象住宅：昭和56年5月31日以前に着工した木造2階建以下の戸建て住宅
  - 補助額：【耐震診断】費用の5割程度かつ補助限度額は3万円～10万円程度  
【耐震改修工事】費用の2～5割程度かつ補助限度額は20万円～60万円程度
  - 税制優遇：（所得税）～平成29年12月31日 工事費相当額（限度額250万円）の10%を控除  
（固定資産税）～平成27年12月31日 住宅に係る税額を1/2減額（120㎡相当部分まで）
- 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

### 県内市町村の相談窓口及び耐震化補助制度整備状況

市町名	補助金の相談窓口			住宅の耐震化に対する補助制度の有無		
	担当課	担当	電話番号	耐震診断	耐震改修	耐震シェルター
さいたま市	建築総務課	企画係	048-829-1539	○	○	○
川越市	建築指導課	建築指導担当	049-224-5974	○	○	
熊谷市	建築審査課		0493-39-4809	○	○	○
川口市	建築審査課	建築指導係	048-262-6344	○	○	
行田市	開発指導課	建築指導担当	048-550-1551	○	○	
秩父市	建築住宅課(診断) 商工課(改修)	建築指導担当(診断)	0494-26-6869(診断) 0494-25-5208(改修)	○	○	
所沢市	建築指導課	指導グループ	04-2998-9180	○	○	
飯能市	建築課	建築指導担当	042-973-2170	○	○	
加須市	建築開発課	建築指導担当	0480-62-1111	○	○	
本庄市	建築開発課	建築指導係	0495-25-1111	○	○	
東松山市	開発建築課		0493-23-2221	○	○	
春日部市	建築課	管理担当	048-736-1111	○	○	
狭山市	建築審査課	企画総務担当	04-2953-1111(内2177)	○	○	
羽生市	開発建築課	建築係	048-561-1121	○	○	
鴻巣市	建築課	建築指導担当	048-541-9014	○	○	
深谷市	建築住宅課	建築指導係	048-574-6655	○	○	
上尾市	建築安全課		048-775-8490	○	○	
草加市	建築指導課	指導係	048-922-4166	○	○	○
越谷市	建築住宅課	建築担当	048-963-9235	○	○	○
蕨市	建築課	建築開発指導係	048-433-7715	○	○	
戸田市	まちづくり推進室	建築審査担当	048-441-1800	○	○	
入間市	建築指導課	建築審査担当	04-2964-1111(内3324)	○	○	
朝霞市	開発建築課	建築指導係	048-463-2585	○	○	○
志木市	建築課	建築グループ	048-473-1924	○	○	
和光市	建築課	審査・住宅担当	048-464-1111(内2223)	○	○	○
新座市	建築開発課		048-477-1111	○	○	○
桶川市	建築課	建築指導グループ	048-786-3211	○	○	
久喜市	建築審査課		0480-22-1111	○	○	
北本市	建築開発課	建築指導担当	048-594-5550	○	○	
八潮市	開発建築課	建築指導係	048-996-3596	○	○	
富士見市	建築指導課		049-251-2711	○	○	
三郷市	開発指導課	建築指導係	048-930-7793	○	○	
蓮田市	建築指導課	建築指導担当	048-765-1720	○	○	
坂戸市	建築課	建築指導担当	049-283-1331	○	○	
幸手市	建築指導課	建築指導担当	0480-43-1111	○	○	
鶴ヶ島市	建築課	開発建築担当	049-271-1111	○	○	
日高市	都市計画課	建築指導担当	042-989-2111	○	○	
吉川市	建築課	建築指導担当	048-982-9885	○	○	
ふじみ野市	建築課	建築指導係	049-220-2069	○	○	
白岡市	建築課		0480-92-1111	○	○	
伊奈町	都市計画課	都市計画係	048-721-2111	○	○	
三芳町	都市計画課	開発建築担当	049-258-0019	○	○	
毛呂山町	まちづくり整備課	開発建築係	049-295-2112	○	○	
越生町	まちづくり整備課		049-292-3121	○	○	
滑川町	建築課	都市計画担当	0493-56-4068	○	○	
嵐山町	企業支援課		0493-62-0720	○	○	
小川町	建設課	都市計画G	0493-72-1221	○	○	○
川島町	まち整備課		049-299-1763	○	○	○
吉見町	まち整備課	都市計画係	0493-63-5018	○	○	
鳩山町	まちづくり推進課	都市計画担当	049-296-1211	○	○	
ときがわ町	建設課	管理都市計画担当	0493-65-1521	○	○	
横瀬町	建設課	計画・管理グループ	0494-25-0117	○	○	
皆野町	建設課(診断) 産業観光課(改修)	管理都市計画担当係(診断)	0494-62-1463(診断) 0494-62-1462(改修)	○	○	
長瀨町	地域整備観光課	土木建設担当	0494-66-3111	○	○	
小鹿野町	建設課		0494-79-1204	○	○	
美里町	建設環境課	都市計画・管理担当	0495-76-5134	○	○	○
神川町	建設課	都市計画管理担当	0495-77-0702	○	○	
上里町	まち整備環境課	都市計画係	0495-35-1227	○	○	
寄居町	都市計画課(診断) 商業観光振興課(改修)	都市計画班(診断)	048-581-2121(診断)	○	○	
宮代町	まちづくり建設課	都市計画担当	0480-34-1111	○	○	○
杉戸町	建築課	開発建築指導担当	0480-33-1111	○	○	
松伏町	まちづくり整備課		048-991-1858	○	○	

補助制度がある場合：○

埼玉県 危機管理防災部 危機管理課 (☎048-830-8141)  
都市整備部 建築安全課 (☎048-830-5527)

大地震は必ず来ます！

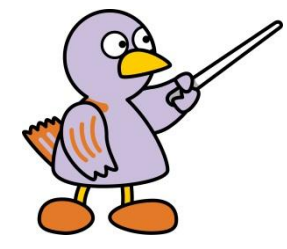
「その時」あなたの大切なものを守るのは

「大地震」への備えです。



埼玉県のマスコット「コバトン」

- < 3つの備え >
- ① 耐震改修
  - ② 家具の転倒対策
  - ③ 耐震シェルター設置



# 大地震が起きたその時、あなたは大切な命を守ることができますか？

～ 耐震化の3つの備え ～

## 1 耐震改修

### Step1 耐震診断

#### ■ 建築士の選定

信頼できる建築士を選ぶため、複数の設計事務所から見積もりを取りましょう。

#### ■ 補助制度の確認と申込み

県内の多くの市町村では耐震診断への補助を実施しています。(裏面をご覧ください)

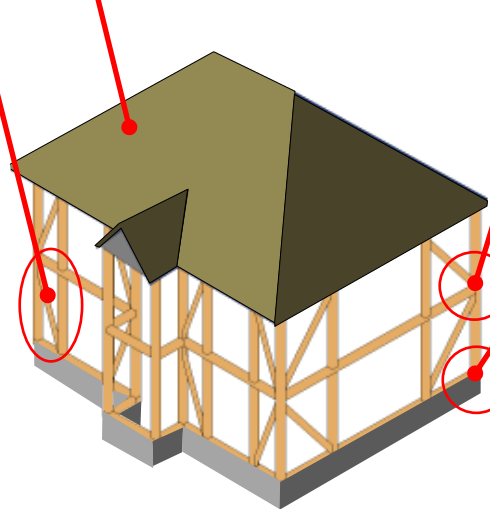
### Step2 耐震改修工事(工事期間:1~2週間)

#### ① 壁の増設や筋かいの設置

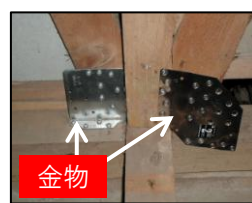


筋かい

#### ② 屋根の軽量化

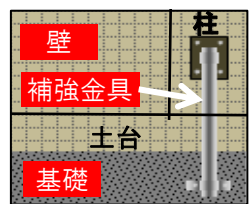


#### ③ 柱、梁(はり)の補強



金物

#### ④ 基礎部分の補強



壁

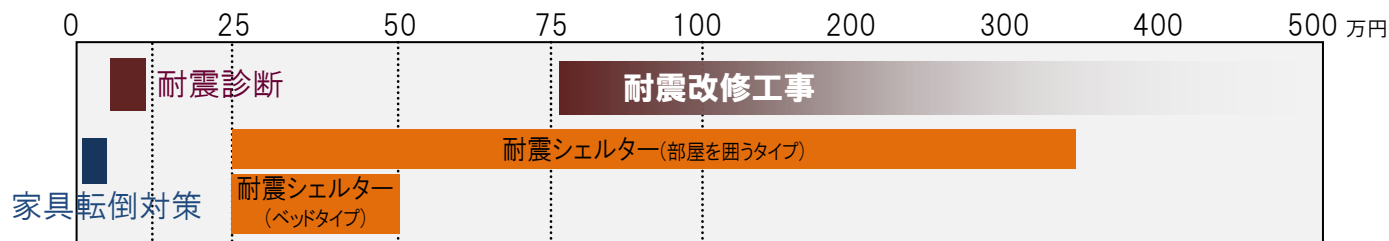
補強金具

土台

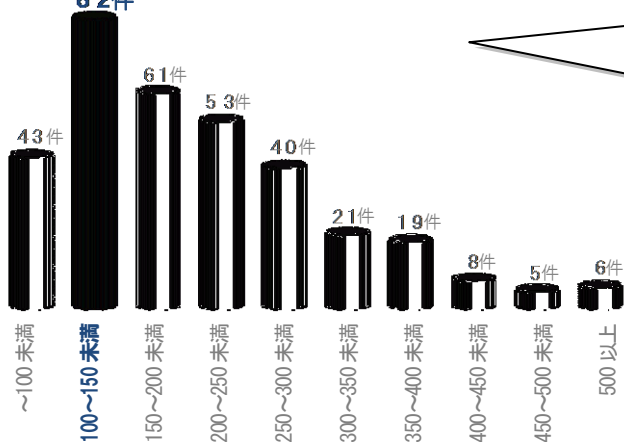
基礎

※住宅の規模や診断結果により改修工事の実施内容は異なります。

### 費用の目安



### 耐震改修工事費 (万円)



100~150万円未満の工事が最も多い。

■ 市町村の補助制度を活用すれば、支払う金額はもっと少なくて済みます。

出典: 木造住宅の耐震改修費用実態調査((一財)日本建築防災協会)

## 2 家具の転倒対策

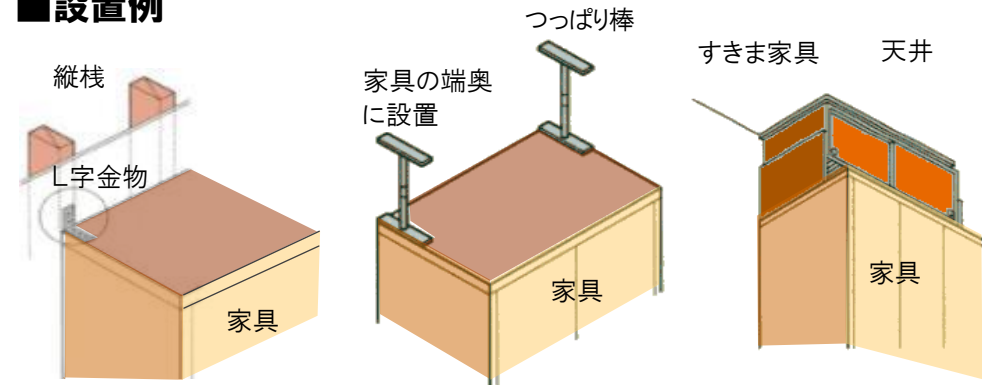
「わが家は地震でもつぶれないから大丈夫」そんなあなたの家も家具の転倒対策は万全でしょうか？

阪神淡路大震災では、600人以上の方が家具の転倒が原因で命を落としています。

家具やテレビの転倒対策は、比較的安価で手軽にできる地震対策です。

「まだ」という方は、今すぐ実践してください。

### ■ 設置例



「L字金物」は、壁裏の縦棧に木ねじで取り付けてください。

「つっぱり棒」は、手軽にできる転倒対策ですが、天井の補強等が必要です。

「すきま家具」を使えば、収納量も増加します。

家具の転倒対策が未実施の場合



■ 参考 消防庁HP   (<http://www.fdma.go.jp/html/life/kagu1.html>)

## 3 耐震シェルター設置

耐震シェルターは、大地震により住宅が倒壊しても一定の空間を確保して命を守ってくれる装置のことです。主に寝室に設置し寝ている間の大地震に備えます。

### 「部屋を囲う」タイプ

部屋の中にパネルや鉄骨のフレームを設置して強固な空間を作ります。主に寝室に設置し、屋間の地震発生時は一時避難所として利用できます。



### 「ベッド」タイプ

ベッドタイプは鉄骨などの強固なフレームをベッドの上部に設置します。部屋を囲うタイプと比べ設置期間が短くて済みます。



■ 設置期間 2日~2週間

■ 補助制度の確認と申込み 11の市町で補助を実施しています。(裏面をご覧ください)